

学校感染症による出席停止について

学校保健安全法施行規則により、下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いになります。この場合は欠席扱いにはなりません。必ず医師の診断及び治療を受け、医師から「登校してもよい」と言わわれたら別紙の「学校感染症診断通知書」（以下、通知書）を記入していただき、その通知書を学生を持たせて登校させてください。

医療機関によっては、通知書の記入に際し文書料として有料となる場合がありますのでご承知おきくださいますよう、お願い申し上げます。

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS）特定鳥インフルエンザ など	治癒するまで
第2種	インフルエンザ 百日咳 麻しん（はしか） 流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） 風しん 水痘（水ぼうそう） 咽頭結膜熱 新型コロナウイルス 結核 髄膜炎菌性髄膜炎	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで 特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで 解熱した後3日を経過するまで 耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで 発疹が消失するまで すべての発疹が痂皮化するまで 主要症状が消失した後2日を経過するまで 発症後5日、かつ、症状が軽快、解熱後、1日が経過するまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで 症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス バラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他（第3種の感染症として扱う場合もある）	感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等） サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症 マイコプラズマ感染症 インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症 溶連菌感染症 伝染性紅斑（りんご病） RSウイルス感染症 EBウイルス感染症 単純ヘルペスウイルス感染症 帯状疱疹 手足口病 ヘルパンギーナ ウイルス性肝炎 伝染性膿瘍疹（とびひ） 伝染性軟属腫（水いぼ） アタマジラミ 疥癬 皮膚真菌感染症（カンジタ・白癬・トンズランス感染症） 感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢、嘔吐症状が軽快した後、全身状態が良くなるまで 下痢が軽減するまで 急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能 発熱、咳等の状態が安定し、全身状態が良くなるまで 適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能 発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能 発熱、咳等の状態が安定し、全身状態が良くなるまで 発熱、咳等の状態が安定し、全身状態が良くなるまで 発熱や全身性の水泡がある場合は欠席して治療が望ましい 病変部が適切に被覆した状態で登校可能 発熱や喉頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能 発熱や喉頭・口腔の水泡・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能 A型・E型：肝機能正常化後登校可能 / B型・C型：出席停止不要 出席可能（化膿部位が広い場合直接触らないよう要指導） 出席可能（直接接触は避ける） 出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける） 治療が始まれば出席可能 出席可能 下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

令和7年1.1～

別紙 学校感染症診断通知書

令和7年1.1~

医師の方へ

下記の感染症にかかった場合は、出席停止の扱いといたしますので、下段の「学校感染症診断通知書」にご記入いただき、受診者（又は家族等）にお渡しくださいますよう、お願い申し上げます。

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第1種	エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱 ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎（ポリオ） ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（SARS） 中東呼吸器症候群（MERS）特定鳥インフルエンザなど	治癒するまで
第2種	インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失するまで、又は、5日間の適正な抗菌薬療法による治療が終了するまで
	麻しん（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
	流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）	耳下腺、頸下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
	風しん	発疹が消失するまで
	水痘（水ぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
	咽頭結膜熱	主要症状が消失した後2日を経過するまで
	新型コロナウイルス	発症後5日、かつ、症状が軽快、解熱後、1日が経過するまで
	結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
	膿瘍炎性齶膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
第3種	コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
その他（第3種の感染症として扱う場合もある）	感染性胃腸炎（ノロ・ロタ・アデノウイルス等）	下痢、嘔吐症状が軽快した後、全身状態が良くなるまで
	サルモネラ感染症・カンピロバクター感染症	下痢が軽減するまで
	マイコプラズマ感染症	急性期は出席停止、全身状態が良ければ登校可能
	インフルエンザ菌感染症・肺炎球菌感染症	発熱、咳等の状態が安定し、全身状態が良くなるまで
	溶連菌感染症	適正な抗菌剤治療開始後24時間を経て全身状態が良ければ登校可能
	伝染性紅斑（りんご病）	発疹（リンゴ病）のみで全身状態が良ければ登校可能
	RSウイルス感染症	発熱、咳等の状態が安定し、全身状態が良くなるまで
	EBウイルス感染症	発熱、咳等の状態が安定し、全身状態が良くなるまで
	単純ヘルペスウイルス感染症	発熱や全身性の水泡がある場合は欠席して治療が望ましい
	帯状疱疹	病変部が適切に被覆した状態で登校可能
	手足口病	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
	ヘルパンギーナ	発熱や喉頭・口腔の水疱・潰瘍を伴う急性期は出席停止、治癒期は全身状態が改善すれば登校可能
	ウイルス性肝炎	A型・E型：肝機能正常化後登校可能 / B型・C型：出席停止不要
	伝染性膿痂疹（とびひ）	出席可能（化膿部位が広い場合直接触らないよう要指導）
	伝染性軟属腫（水いぼ）	出席可能（直接接触は避ける）
	アタマジラミ	出席可能（タオル、櫛、ブラシの共用は避ける）
	疥癬	治療が始まれば出席可能
	皮膚真菌感染症（カンジダ・白癬・トンズラーン感染症）	出席可能
	感染性胃腸炎（流行性嘔吐下痢症）	下痢・嘔吐症状が軽快し、全身状態が改善されれば登校可能

学校感染症診断通知書

受診者氏名 _____

病名 _____

当該感染症
の診断日 令和 年 月 日登校してもよいと
認められる月日 令和 年 月 日

本書作成日 令和 年 月 日

医療機関名及び医師名

印